

施設で暮らすこどもたちへの 寄附金



社会的養護環境下のこどもたちの 「今よりちょっと良い暮らし」

施設で暮らすこどもたちの生活に必要な費用は

大部分が公費によって賄われています。

公費である以上、その使い方や使える金額には細かなルールがあります。

特に自治体財政の仕組みの中で運営している公立施設は

柔軟な費用運用が難しいのが現実です。

そこで、みなさまからいただいた寄附を活用し

公立施設で暮らしているこどもたちの

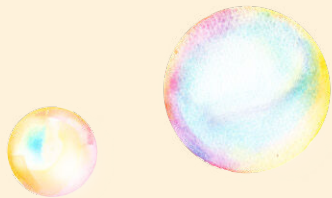
「今よりちょっと良い暮らし」を

叶えていきたいと思っています。



寄附の申込は
こちらから





Q&A



Q. 寄附金はどんなふうに使われるの？

- A.** こどもたちが生活するために必要な費用は措置費※によって賄われています。措置費の中には色々な費目がありますが、いわゆる娯楽費というものはありません。また、急に電化製品が壊れてしまったときなど突発的に必要になる費用も含まれていません。こどもたちの希望を聞きながら、こういった措置費では賄いきれないところに寄附金を活用していきます。

※措置費…児童福祉法の規定に基づき児童養護施設等への入所措置が採られた際、入所後の養育と施設の最低基準を維持するために必要な費用として、国と措置した自治体から施設等に支払われる費用。

Q. 公立施設のこどもたちにしか使わないの？

- A.** 本寄附金メニューからご寄附いただいた分は、公立施設で暮らしているこどもたちのために活用させていただきますが、本市には民間施設も複数あります。民間施設は各施設ごとに寄附を受け付けておりますので、寄附したい施設がある場合は、当該施設へ直接ご連絡ください。

施設一覧



Q. どうすれば寄附ができるの？

- A.** クレジットカード、コンビニエンスストア、Pay-easy（インターネットバンキング）での寄附を希望される方は、表面のQRコードから手続きを進めてください。
納付書による申し込みを希望される方は、電話またはメールで一度子ども福祉課までご連絡ください。

—— 社会的養護とは ——

保護者のいないこどもや、保護者に監護させることが適当でないこどもを
公的責任で社会的に養育・保護するとともに、
養育に困難を抱える家庭への支援を行うことを「社会的養護」といいます。



ふるさと寄附金（納税）税控除について

寄附金額の2,000円（適用下限額）を超える部分について、
一定の限度額まで、寄附をされた方の所得税・個人住民税から控除することができます。

※法人様からのご寄附の場合、確定申告により全額損金算入することができます。

詳しくはこちら

